

## B型又はC型肝炎ウイルスを原因とする 肝がん・重度肝硬変の医療費の助成について



### 1. 医療費の助成について

B型又はC型肝炎ウイルスを原因とする肝がん・重度肝硬変の医療費は助成が受けられます。

助成対象となる医療は、B型又はC型肝炎ウイルスの感染を原因とする肝がん・重度肝硬変の入院医療（肝がん・重度肝硬変の入院医療、当該医療を受けるために必要となる検査料、入院料、その他当該医療に係る入院医療で保険適用となっているもの）、又はB型又はC型肝炎ウイルスの感染を原因とする肝がんの外来医療（「分子標的薬を用いた化学療法」、「肝動注化学療法」または、「粒子線治療」に係る外来医療で保険適用となっているもの）です。

なお、入院時食事療養費、生活療養費標準負担額や保険診療以外の費用（差額ベッド料等）は助成の対象にはなりません。

(※1) 指定医療機関とは、肝がん・重度肝硬変医療を適切に行う医療機関として、県が指定した医療機関です。指定医療機関で受けた医療でないと、本医療費助成制度の助成対象となりません。

### 2. 申請対象者の要件について

肝がん・重度肝硬変の医療費助成に申請をすることができるのは、香川県内に住所がある方で以下の(1)～(4)の要件をすべて満たしている方となります。

- (1) 各種医療保険制度に加入している方
- (2) B型又はC型肝炎ウイルスの感染を原因とする肝がん・重度肝硬変（非代償性肝硬変）と診断され、指定医療機関で肝がん・重度肝硬変の入院治療又は通院治療を受けている方
- (3) 保険医療機関で受けた肝がん・重度肝硬変の入院医療及び通院医療の一部負担金が高額療養費算定基準額を超えた月が、過去2年間（医療費助成の申請月以前の24月以内）において1月以上ある方
- (4) 年齢区分に応じ、階層区分が次の表の区分に該当する方

年齢区分	階層区分
70歳未満	医療保険者が発行する限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の所得額の適用区分がエ又はオに該当する方
70歳以上 75歳未満	医療保険者が発行する高齢受給者証の一部負担金の割合が2割とされており、所得区分が一般（Ⅲ）、低所得（Ⅱ、Ⅰ）の方
75歳以上	後期高齢者医療被保険者証の一部負担金の割合が1割又は2割とされており、所得区分が一般（Ⅲ）、低所得（Ⅱ、Ⅰ）の方

(注) 65歳以上75歳未満で後期高齢者医療制度に加入している方のうち、後期高齢者医療被保険者証の一部負担金の割合が1割又は2割とされている方を含まず。

### 3. 申請手続きについて

助成対象者の要件を満たしている方は、下記の「申請に必要な書類」をご準備いただき、管轄の保健所（高松市にお住まいの方は香川県感染症対策課）に提出してください。

提出していただいた書類に基づき、認定協議会で審査を行います。審査の結果、認定されましたら参加者証を郵送にてお送りします。（申請から参加者証の交付までは、約4～6週間かかります。）

#### 4. 申請に必要な書類

以下の①～⑦の内、該当するものをご提出ください。次頁の「★申請書類をご準備いただく際の注意点★」を必ずご一読ください。）

※被用者保険（全国健康保険協会、健保組合等）で低所得区分の方は提出資料が一部異なりますのでご注意ください。

- ① 参加者証交付申請書（様式1-1）
- ② 臨床調査個人票及び同意書（様式2）
- ③ 限度額適用認定証等の写し（コピー）

※限度額適用認定証は市役所・町役場窓口で交付が出来ます。（被用者保険の方を除く）

ただし、国保で70～74歳の方のうち、所得区分が「一般」の方は限度額適用認定証が交付されないため、一度、香川県感染症対策課(087-832-3303)へお問い合わせください。

※被用者保険の方は各保険者にお問い合わせください。

※マイナポータルの被保険者番号および所得区分が表示されている画面を印刷したもので可

- ④ 申請者もしくは世帯全員分が記載された住民票の写し

※被用者保険に加入されている方で低所得区分に該当する方は申請者世帯全員が記載されている住民票の写しが必要です。

- ⑤ 医療記録表（様式6-1）の写し（コピー）

※治療をしている医療機関等が作成するものです。原本はご本人に管理いただきます。

- ⑥ 肝炎治療月額管理票の写し（コピー）

※肝炎治療受給者証をお持ちの方のみ

- ⑦ 本人と同じ医療保険上の世帯全員の市町村民税所得課税証明書

※被用者保険に加入されている方で低所得区分に該当する方のみ

#### ★申請書類をご準備いただく際の注意点★

- 住民票は、続柄の記載があり、発行から3カ月以内のものを提出してください。
- 住民票、市町村民税所得課税証明書は、コピーの提出は不可とします。
- 市町村民税所得課税証明書は、義務教育を修了していない方の証明書は、提出を省略できます。
- 医療記録票は、過去2年間（医療費助成の申請月以前の24月以内）に、肝がん・重度肝硬変入院医療又は通院医療が高額療養費算定基準額を超えた月が1月以上ある必要があります。

#### 5. 参加者証について

- (1) 有効期間について

参加者証の有効期間は、原則、交付申請書を提出した月の初日から1年間です。

（ただし、被用者保険・国民健康保険組合の加入者は、交付申請書を提出した月の初日から直近の7月31日までです。）

- (2) 参加者証の使用方法について

参加者証がお手元に届いたら、指定医療機関で肝がん・重度肝硬変の入院治療又は通院治療を受ける際は、必ず参加者証、医療記録票、医療保険の被保険者証を提示してください。

### (3) 医療費の助成方法について

過去24か月で2月目以降となる高額療養費算定基準額を超える入院医療又は通院医療を指定医療機関で受けた場合、医療費の助成を受けることができます。

入院の場合、窓口での入院医療費の自己負担額は月1万円となります。

通院の場合や、入院で現物給付を受けられなかった場合は、償還払いで自己負担額が月1万円となります。感染症対策課または管轄の保健所にご相談ください。

### (4) 参加者証の記載内容に変更があった場合の取扱い

氏名・住所・加入している医療保険など、参加者証の記載内容に変更が生じた場合は、変更の届出が必要です。速やかに手続きを行ってください。

<変更の届出に必要な書類>

- 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証変更届出書
- 参加者証
- 変更内容を証明する書類（住民票、医療保険の被保険者証など）



## 7. 参加者証の更新について

参加者証の有効期間終了後も治療を継続される場合は、有効期間が終了する前までに更新申請の手続きを行っていただく必要があります。詳しくは、管轄の保健所（高松市にお住いの方は香川県感染症対策課）にお問い合わせください。

## 8. お問い合わせ先・申請書類の提出先

担当課	所在地	電話	管轄地域
東讃保健福祉事務所 (東讃保健所) 保健対策課	〒769-2401 さぬき市津田町津田 930-2 大川合同庁舎内	0879-29-8261	さぬき市 東かがわ市 三木町・直島町
小豆総合事務所 (小豆保健所) 保健福祉課	〒761-4121 小豆郡土庄町湊崎甲 2079-5	0879-62-1373	小豆郡
中讃保健福祉事務所 (中讃保健所) 保健対策第一課	〒763-0082 丸亀市土器町東八丁目 526	0877-24-9962	丸亀市・坂出市 善通寺市 綾歌郡・仲多度郡
西讃保健福祉事務所 (西讃保健所) 保健対策課	〒768-0067 観音寺市坂本町七丁目 3-18 三豊合同庁舎内	0875-25-2052	観音寺市 三豊市
香川県 感染症対策課	〒760-8570 高松市番町四丁目-1-10 県庁本館 16 階	087-832-3303	高松市